

基本目標7

すべての市民が 協働してすすめるまち

1. 男女平等社会の推進

- 1) 男女共同参画意識の普及と啓発 105
- 2) 男女共同参画推進のネットワーク 106

2. 市民が主体のまちづくり

- 1) 活動団体のネットワーク化の支援 107
- 2) 市民活動推進センターの支援 108
- 3) 地域コミュニティ活動の支援 109
- 4) 市民主体のまちづくりの支援 110
- 5) 地域拠点施設の整備 111

3. 市民と行政の協働によるまちづくり

- 1) 市民参加・参画の推進 112
- 2) 暮らし・まちづくり会議の充実 113
- 3) 市民電子会議室の充実 114
- 4) 13地区別まちづくりマネージメントの推進 115



基本目標 7 すべての市民が協働してすすめるまち

1. 男女平等社会の推進

1) 男女共同参画意識の普及と啓発

施策の目的

男女平等社会を実現するために、市民と連携して男女共同参画意識の普及と啓発をすすめる。

現状と課題

- 意識啓発を推進するためには、多くの人材を要するため、中心となる人材を育成することや、地域などでの活動が必要である。
- 男女共同参画社会基本法の施行によって、社会制度や慣習などの問題意識の啓発を図ることが求められている。
- 審議会などへの女性の登用率は、2004年4月現在31.5%であるが、目標値である40%の達成が求められている。
- 少子高齢化など社会状況が変化する中で、個人がそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが求められている。
- 配偶者等からの暴力に関する相談は年々増加し、深刻な問題となっている。

施策の内容

- 「ふじさわ男女共同参画プラン2010」を推進する。
- 国際感覚をもった活動の中心となる地域リーダーの養成を推進する。
- 男女共同参画社会基本法に基づく条例の研究及び次期基本計画（2011年～）の策定をすすめる。
- 男女共同参画社会の啓発に向けた情報などの定期的な提供を行う。
- 公募の市民等による実行委員会が企画運営するフォーラムを開催する。
- 市民の意見・提案を検討する会議を開催する。
- 行政内部の啓発をすすめる。
- 市の審議会などへの女性の登用を促進する。
- 関係機関と連携し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護・自立に努める。

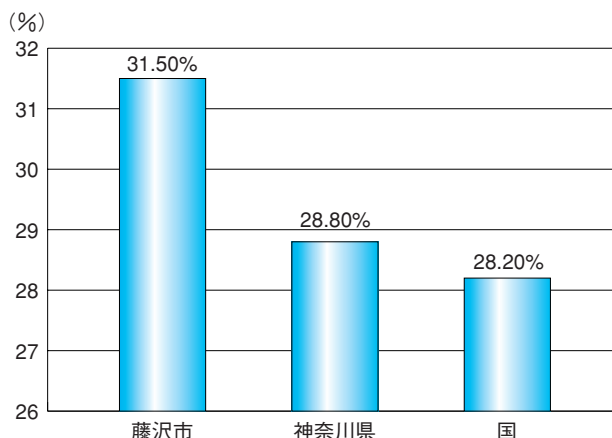
到達目標

- 男女が互いの人権を尊重し、共に責任を担い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現

主要な事業

- 「ふじさわ男女共同参画プラン2010」の進行管理及び見直し
- 次期基本計画（2011～）の策定
- 地域リーダーの養成
- 男女が共に生きる情報誌「かがやけ地球」の発行
- 市民向け啓発冊子の発行とホームページへの掲載
- 共に生きる「フォーラムふじさわ」の開催

平成16年藤沢市・神奈川県・国の審議会等における女性委員登用率



資料：男女共同参画課（数値の基準日は同一ではありません）

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

1. 男女平等社会の推進

2) 男女共同参画推進のネットワーク

施策の目的

男女平等社会の実現に向けて、市民や全国の都市と連携するとともに市民と市民の連携をすすめる。

現状と課題

- 男女共同参画行政推進の拠点施設である県立かながわ女性センターは、啓発の場として多くの市民が利用しており、引き続き連携を密にすることが求められている。
- 男女共同参画行政を円滑に推進するため、県立かながわ女性センターと本市関係部局が相互に連携することが求められている。
- 男女共同参画社会の形成に向け、市民団体との連携が求められている。

到達目標

- 男女共同参画ネットワークの形成

主要な事業

- 県立かながわ女性センターとの連携
- 市民団体との連携及び情報交換

施策の内容

- 男女共同参画に関する問題解決に向けた情報の交換や収集を行い、各種イベントなどに参加する。
- 全国の各都市と連携し、情報交換をすすめる。
- 男女共同参画ネットワーク化を推進する。



共に生きるフォーラムふじさわ2004

2. 市民が主体のまちづくり

1) 活動団体のネットワーク化の支援

施策の目的

様々な分野で活動している市民団体やグループが、新たな展開に向けた情報交換や交流により連携するためのネットワーク化を支援する。

現状と課題

- 様々な分野でのグループが、情報交換し交流する場が不足している。このため、既存の枠組みにこだわらない新しいネットワークの形成が求められている。
- 市民活動を支援するため、活動する場の確保、情報の収集及び提供、財政的支援、協働事業の推進について検討をすすめる。

到達目標

- 活動団体間の交流

主要な事業

- 市民活動団体の支援
- 市民活動団体の自立化のための支援や連携強化策の検討

施策の内容

- ネットワークづくりを支援する。
- 市民活動の自立化を支援する。



NPO交流会

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

2. 市民が主体のまちづくり

2) 市民活動推進センターの支援

施策の目的

非営利活動市民団体（法人も含む）の自主性、自立性を最大限に尊重し、情報・学習・交流・協働のネットワークづくりと市民活動支援および市民と行政の協働システムの確立を図る。

現状と課題

- 社会貢献活動をしたいという要求と、必要に応じた支援を得たいという要望をマッチングさせる情報交換の場がないため、市民や企業の社会貢献活動を効果的かつ組織的に活用することができる場が求められている。
- 市民と行政の協働をすすめるため、様々な団体・個人の社会貢献活動を支援するシステムを構築することが求められている。
- 市民活動推進センター機能の充実が求められている。

到達目標

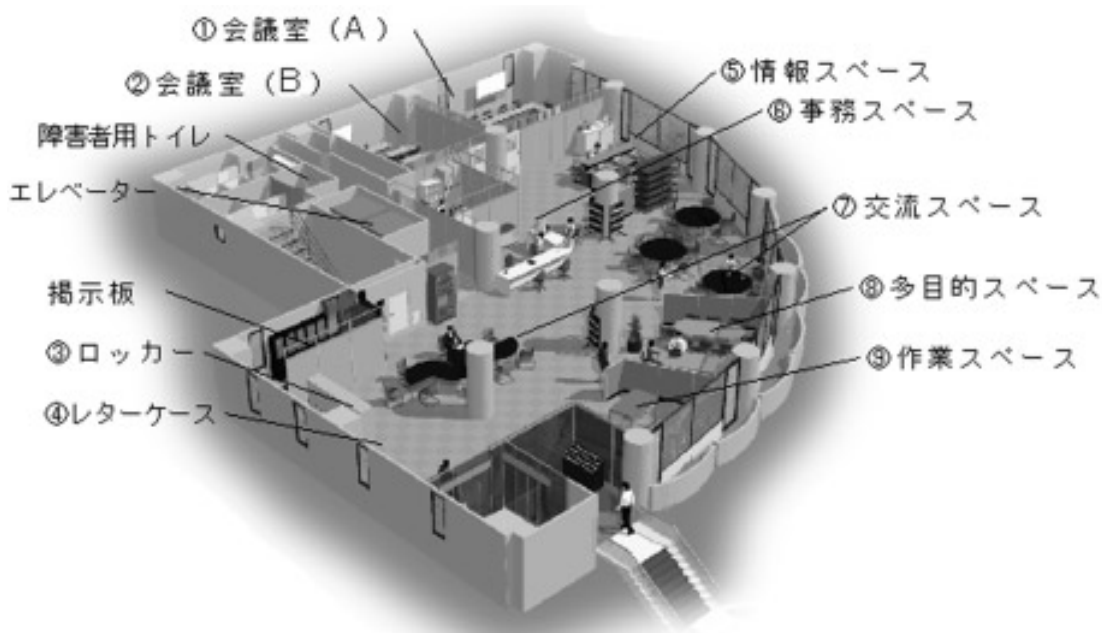
- 市民、企業、大学、行政の密接な連携
- 市民がいきいきと社会貢献活動できる共生的自治システムの確立

主要な事業

- 市民活動推進センター関連事業の推進

施策の内容

- 公設市民運営の市民活動推進センターを支援し、市民団体との効果的な協働の促進を図る。
- 市民活動推進委員会からの答申を受け、市民活動推進計画を策定する。



市民活動推進センター

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

2. 市民が主体のまちづくり

3) 地域コミュニティ活動の支援

施策の目的

安全な近隣社会の構築のため、自治会活動等の地域コミュニティ活動の育成を図り、その活動を継続支援する。

現状と課題

- 自治会組織は、465件に達している。
- 自治会館は自治会組織の半数が所有している。
- 市民センター・公民館を地域拠点施設として実践するため、地域分権を具体的に検討し、市民と行政が協働し、信頼あるパートナーシップを確立する必要がある。
- 地域の中で、市民が協働して地域の課題を解決しようという取り組みに対する支援が必要である。
- 公共用物（道路・公園・河川等）の環境美化活動を市民の自発的・主体的なボランティア活動に委ねることにより地域社会の活力を高めていくことが必要とされている。

到達目標

- 自治会を中心とした地域コミュニティの形成

主要な事業

- 市民組織交付金の交付
- 自治会館建設費等の補助
- 市民活動保険の充実
- 地域支援対策の充実
- 美化ネットふじさわ事業の推進

施策の内容

- 自治会、町内会に対し、健全な活動ができるよう助成を行う。
- 地域活動拠点の促進を図るとともに、地域の認可地縁団体の所有する自治会館の登記費用の助成を行う。
- 市民活動をささえるため、市民活動保険を充実する。
- 地域の課題について地域で解決し、身近な生活環境の整備を図る。
- 環境美化活動を支援する。

地区別自治会数及び加入世帯数

(2004.9.1現在)

地区名	自治会数	加入世帯数
藤沢東部	38	9,427
藤沢西部	33	6,660
鵠沼	55	20,089
村岡	22	9,178
六会	37	11,097
片瀬	26	7,776
明治	32	7,864
御所見	14	5,150
遠藤	9	1,853
長後	38	9,822
辻堂	42	13,139
善行	38	10,026
湘南大庭	47	10,021
湘南台	34	10,612
合計	465	132,714

※自治会加入率
 $\frac{\text{加入世帯数 (132,714)}}{\text{全世帯数 (160,007)}} \times 100 = 82.9\%$

資料：市民自治推進課

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

2. 市民が主体のまちづくり

4) 市民主体のまちづくりの支援

施策の目的

行政との協力関係のみにとどまることなく、市民自らが主体的にまちづくりを推進し、まちづくりの主体となることで、地域の問題は地域で解決するという地域主権をすすめる。

現状と課題

- 急速な少子高齢化、情報化の進展という構造の中で、また阪神・淡路大震災以降、防災に関するまちづくりの取り組みが広がっていることから、市民のより直接的な参加によってまちづくりを進めることが課題となっている。
- 平成9年度にスタートしたくらし・まちづくり会議が、政策提案型の活動を着実に積み重ねていること、またNPOによるまちづくり、企業の社会貢献活動も広がってきており、まちづくりの担い手が多様化している。
- 今後は、これらの新たな市民活動を視野に入れ、そのまちづくり活動への支援と連携が必要である。

到達目標

- 市民が主役のまちづくりの達成

主要な事業

- まちづくり活動への助成
- 建築協定、地区計画の促進

施策の内容

- 行政がこれまでに蓄積したまちづくりにおける知識・経験・技術を、住民まちづくり活動へ提供するとともに助成を行う。
- 住宅地のみどりの保全・創造、狭あい道路の解消、まちなみの保全・修復、空地確保のため、建築協定や地区計画を促進する。



辻堂防災まちづくり検討会

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

2. 市民が主体のまちづくり

5) 地域拠点施設の整備

施策の目的

市民相互の連帯とよりよい近隣社会の形成に寄与する地域拠点の整備を推進する。

現状と課題

- 行政サービスを行うには、地域の実情や特色を考慮して地区ごとに行政拠点を設置し、地域問題の解決が必要となっている。市民相互の交流の場として、人口3万人程度を一つの目安として市民センターを設置している。
- 市内13地区には、地域住民の交流の場、生涯学習活動の場、地域社会づくりの拠点施設として、市民センターや公民館があり、市民の自治活動や文化活動が、ますます活発化してきており、共同生活の場となる地域社会における新しいコミュニティ施設づくりが求められている。
- 老朽化や補強工事の必要性のある市民センターなどの施設の改築を行い、施設の充実を図る必要がある。
- 市民の家は、昭和50年から平成16年まで40館整備されている。
- 平成3年からは、建築基準を160㎡から230㎡に変更し、高齢化社会に向けたオープンスペースとして、多機能な施設となっている。
- 地域中心主義を実践する場として、市民センターの位置付けのあり方と機能の充実が求められている。

施策の内容

- 老朽化のすすんでいる地域拠点施設を順次整備し、市民サービスの向上と施設の充実を図る。
- 公民館に市民センターの機能を付加し、地域住民の福祉の増進、行政サービスの充実を図る。

到達目標

- 地域拠点施設の整備

主要な事業

- 市民センターの整備
- 高度情報化の推進



改築された遠藤市民センター

3. 市民と行政の協働によるまちづくり

1) 市民参加・参画の推進

施策の目的

複雑多様化する社会のなかで、市民が行政に積極的に参加・参画し、市民とともに様々な施策の展開を図る。

現状と課題

- 市民との協働には、行政側の努力と、市民の自主的、主体的な行政参画が求められている。
- 市民参加をより積極的なものとするため、市民の様々な声を聞き、市政への参画の実現を図る必要がある。
- 若年層から高齢者まで、それぞれの経験や技術を生かした地域活動や市政への参画の推進が求められている。
- 住民自治の拡充を図り、市民と行政との協働の位置付けを明確にして、市民の権利・責務を定めるなど、まちづくりの基本的なルールとしての「自治基本条例」の検討をすすめる必要がある。

到達目標

- 市民と行政がパートナーシップを構築し、協働してまちづくりをすすめる共生的自治の実現

主要な事業

- 市政モニター制度などの充実
- 各種広聴制度の推進、充実
- マルチメディアによる行政情報の提供

施策の内容

- 審議会、策定委員会など、市の企画立案、意思決定過程で専門家や市民の参画を推進する。
- パブリック・コメント(意見公募)の制度化を図る。
- 市民提案システムを充実する。
- 市政情報を積極的に提供する。
- 市民参加による「自治基本条例」の検討をすすめる。



市民協働についてパネルディスカッション

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

3. 市民と行政の協働によるまちづくり

2) 暮らし・まちづくり会議の充実

施策の目的

地域の問題、行政課題を解決するための協働体制を確立する。

現状と課題

- 13地区において、独自の運営により継続的な活動を展開し、随時、市に提言書を提出している。
- 若い人の参加が少ない。
- 様々な地域住民の声を聞くことが期待されている。
- 自主運営の条件整備の必要性がある。
- 既存団体との活動の連携と協力を図り、暮らし・まちづくり会議を地区に浸透したものとしていく必要がある。

到達目標

- 暮らし・まちづくり会議との協働

主要な事業

- 暮らし・まちづくり会議運営委員会との協働

施策の内容

- 暮らし・まちづくり会議運営活動を支援する。



片瀬地区での全体集会

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

3. 市民と行政の協働によるまちづくり

3) 市民電子会議室の充実

施策の目的

市民提案システムのひとつであるインターネットを活用した市民電子会議室の充実により、市民の協働を推進する基盤づくりを行う。

現状と課題

- 市民が参加しやすい運営方法の確立と参加者の拡大が期待されている。
- 運営委員会による自主運営機能の強化が必要である。

到達目標

- 電子会議室の市民による自主運営
- 市民と行政の協働によるインターネットを活用した新しいコミュニティの形成

施策の内容

- インターネットを活用した新しいコミュニティの形成をめざし、市民主導の運営により電子会議室の充実を図る。
- 市民の提案に対し、リアルタイムな対応が可能となるように、機器の充実と研修の充実を図る。

主要な事業

- 市民電子会議室運営への支援
- インターネット関連機器類の充実
- 職員研修の充実



新しい市民コミュニティについてシンポジウム

基本目標7 すべての市民が協働してすすめるまち

3. 市民と行政の協働によるまちづくり

4) 13地区別まちづくりマネージメントの推進

施策の目的

都市としての成熟段階を迎えようとしている本市の、これまでつくりあげた良好な生活環境を、今後とも維持していくために、蓄積した都市基盤を活用し、行政サービスや市民活動が活発に行われている市民センター・公民館を中心とした13地区を基本に、身近なコミュニティから行政と市民の協働によって、くらしやすさを追求するまちづくりマネージメントを推進する。

現状と課題

- 本市では市街化区域4,686haのうちのおよそ3分の1にあたる、約1,650haが区画整理事業によって基盤整備されている。これらの市街地では、公園の維持管理に住民がどのように関わるか、また、その良好な環境をどのように維持していくかが課題となっている。
- 古くから発達した市街地では、狭あい道路の解消や空き地の確保などが課題となっている。
- これらの課題の解決に向けては、行政が全てを行うのではなく、市民自らも責任と負担を負いながら、行政と協力してきめ細かなまちづくりをすすめることが不可欠である。
- 福祉、防災、景観、交通など多面的視点から、修復や整備などきめ細かにまちづくりをすすめ、良好な環境の維持管理を、市民と行政の協働によってすすめることが必要である。

施策の内容

- 身近な公園や生活道路、里山などの管理に、住民組織やNPO*、企業が参画するシステムの検討をすすめる。
- 地区ごとのまちづくりに総合的に携わるセクションの設置を図る。

到達目標

- 住民組織、NPO、民間企業などの管理による、都市施設の維持管理費の低減
- まちづくりコーディネーターの配置による、市民協働に基づくまちの改善と活性化

主要な事業

- まちづくりマネージメント関連事業の推進

*「NPO（Non Profit Organization）」…民間非営利団体と訳され、営利を目的としない民間団体。



公園愛護会活動（神台公園）